



伴走型相談支援、出産・子育て応援給付金の支給を開始

安心して出産・子育てをしていただくため、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と、子育て家庭の経済的負担を軽減するための「出産・子育て応援給付金」の支給を開始しました。

【本件のポイント】

- 妊娠から子育てまで切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と、子育て家庭の経済的負担を軽減する「出産・子育て応援給付金」の支給を開始
- 「出産・子育て応援給付金」では妊娠届出時5万円、出産後5万円を支給

【本件の概要】

1 「伴走型相談支援」

妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出産後に保健師等と面談し、妊娠中の過ごし方や出産・子育てへの不安や悩みなどを相談いただけます。妊娠届出時などのタイミング以外にも、不安などがあればいつでも相談できます。

2 「出産・子育て応援給付金」

妊娠届出時に5万円、出産後、子ども1人につき5万円を支給します。

3 対象

令和4年4月1日以降に妊娠・出産した人

(これから出産する人、妊娠届を提出する人を含みます。)

※ 給付金の受取は、各時期の面談を受けた人が対象です。また、出産後の給付金は子どもの養育者に対して支給します。

4 相談・申請方法

妊娠届出時に御案内します。給付金の申請には、面談後、申請書等を提出していただきます。

※ 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出された方又は出生したお子さんの養育者は、市から届いた申請書等を記入の上、2月28日(火)までに返信してください。(遡っての面談は不要です。)



ホームページ

5 事業開始日 2月1日(水)

【問合せ】 三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係 飯田
電話：0256-45-1114